

30 会広整監 第 35 号  
平成 30 年 11 月 27 日

会津若松地方広域市町村圏整備組合

管理者 室 井 照 平 様

会津若松地方広域市町村圏整備組合

監 査 委 員 江 川 辰 也

監 査 委 員 長 澤 操

平成 30 年度会津若松地方広域市町村圏整備組合あいづふるさと基金事業  
特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 30 年度会津若松地方広域市町村圏整備組合あいづふるさと基金事業特別会計歳入歳出決算及びその関係書類を審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度

会津若松地方広域市町村圏整備組合

あいづふるさと基金事業特別会計

歳入歳出決算審査意見書

会津若松地方広域市町村圏整備組合監査委員

# 目 次

第1 審査の種類	.....	1
第2 審査の対象	.....	1
第3 審査の着眼点	.....	1
第4 審査の主な実施内容	.....	1
第5 審査の実施場所及び日程	.....	1
第6 審査の結果	.....	1
第7 審査の意見	.....	1

# 決算審査意見書

## 第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項に基づく決算審査

## 第2 審査の対象

会津若松地方広域市町村圏整備組合あいづふるさと基金事業特別会計が平成30年6月30日限りで廃止されたことに伴う平成30年度同特別会計の打ち切り決算

## 第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第8 決算審査の着眼点」に基づき、歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して調製されているか、打ち切り決算に伴う財務事務が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき審査を行った。

## 第4 審査の主な実施内容

会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準に準拠して決算審査を行ったところであり、審査に付された決算書類が適正であるかどうかを検証するため、その計数について関係諸帳簿及び資料との調査照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、決算計数の正否、打ち切り決算の執行状況など、財務事務全般にわたり審査を行った。

## 第5 審査の実施場所及び日程

書類審査 監査事務局内 平成30年9月5日から平成30年11月2日まで

対面審査 会津若松市役所河東支所内会議室 平成30年11月5日

## 第6 審査の結果

審査に付された決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、関係帳簿、証書類等を照合精査した結果、計数は正確であり、打ち切り決算の財務に関する事務については、適正であると認められた。

## 第7 審査の意見

あいづふるさと基金事業特別会計は、あいづふるさと基金から生じる収益を原資として、会津若松地方広域市町村圏整備組合、喜多方地方広域市町村圏組合及び南会津地方広域市町村圏組合

の構成市町村長をもって組織するあいづふるさと市町村圏協議会へ負担金を支出することを通して、同協議会が行う会津地域の創造的、一体的な振興整備に資する地域振興事業（以下「ふるさと基金事業」という。）を推進してきたところである。

そうした中であって、同協議会において、平成29年度でふるさと基金事業を終了するとともに、平成30年4月に同協議会を解散し、事業費残金は構成市町村に返還することを決定した。

これを受けて、会津若松地方広域市町村圏整備組合では、あいづふるさと基金条例及びあいづふるさと基金事業特別会計条例を平成30年2月定例会において廃止することを議決したところである。

こうした経過を踏まえ、平成30年度のあいづふるさと基金事業特別会計の歳入決算としては、あいづふるさと基金が全額取崩されて、同特別会計に繰り入れられるとともに、あいづふるさと市町村圏協議会の解散に伴う事業費残金の返還金を同特別会計で一旦受け入れたところであり、あいづふるさと基金の平成30年度の利子収入及び前年度からの繰越金を含めた歳入決算額は、2,036,855,969円となったところである。

一方、平成30年度の特特別会計の歳出決算としては、あいづふるさと市町村圏協議会への負担金の支出は行わず、福島県にあいづふるさと基金造成時の補助金と同額を返還するとともに、残額については全額を、構成市町村にあいづふるさと基金造成時の出資比率に応じて返還したところであり、歳出決算額は歳入決算額と同額の2,036,855,969円となったところである。

以上の結果、平成30年6月30日の同特別会計の打ち切り決算の残金は0円であることを確認した。